

# 株式信用取引お取引概要

平成20年3月1日現在

<b>口座開設基準</b>	
当社の定める書類を提出し、書類審査の上、当社の定める方法による電話面談を受け認められること。	
<b>個人のお客様の場合</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内に居住し、かつ口座開設時の年齢が20才～70才であること。（ただし、学生は除く）</li> <li>・株式投資の経験が通算2年以上あること。</li> <li>・「契約締結前書（株式信用取引）」等の内容を確認し、かつ株式信用取引の基本的な仕組が理解できていること。</li> <li>・金融資産（現金、預貯金、有価証券等）を200万円以上保有していること。</li> <li>・緊急時において電話連絡が可能であること。</li> </ul>
<b>法人のお客様の場合</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内に本店登記されている事業法人又は医療法人、学校法人、若しくは宗教法人等であり、かつ定款・規約等の定めにおいて株式信用取引が認められていること。</li> <li>・法人登記後1年以上を経過していること。</li> <li>・事業内容及び事業の継続性などを審査し、事業の実態が存在しない又は登記上の記載と実体が異なる法人（いわゆるペーパーカンパニー）などではないこと。</li> <li>・有価証券あるいは株価指数先物取引等を目的とした法人ではないこと。</li> <li>・会社代表者又は代理人として選任された者が、「契約締結前書（株式信用取引）」等の内容を確認し、かつ株式信用取引の基本的な仕組を理解できていること。</li> <li>・当社が必要と認める場合には、決算書あるいは法人税納税証明書等の提出を求める場合があること。</li> <li>・緊急時において電話連絡が可能であること。</li> </ul>
<b>上限建株金額</b>	
	建玉総額の上限は原則5億円、1銘柄あたりの建玉総額は原則1億円とします。
<b>委託保証金</b>	
	委託保証金は、総建株代金の30%以上が必要となります。 最低保証金は30万円とし、総建玉金額の10%は必ず現金により預託するものとします（現金換算）。 なお、口座開設後の初回建株の際は、上記の保証金を事前にお差入れ戴いてから、ご注文下さい。
<b>保証金代用有価証券の取扱</b>	
	委託保証金を有価証券にて代用される場合は、「代用有価証券種類、代用価格等」をご参照下さい。但し、当社の基準設定により変更することもあります。また、お預りする銘柄（要注意銘柄及び当社選定等による規制銘柄等）により、お断りすることがあります。
<b>委託保証金の最低維持率</b>	
	最低維持率は20%です。委託保証金の率が20%未満になったときは、不足額（追加保証金）を翌々日正午までに当社に着金が確認できるよう差入れていただきます（場合によっては、委託保証金の率が20%未満にならなくても追加保証金を差入れていただくことがあります）。 追加保証金を差入れていただけない場合は、「信用取引口座設定約書」等規定に従い、お客様の計算により、建株を返済し、お預りの証券（代用有価証券）の売却をもって損金等として充当することといたします。また、損失の額が差入れ委託保証金の額を上回った場合には、お客差はただちに不足金額（債務）をお支払いするものとします。
<b>信用取引管理料</b>	
	管理費は信用建玉約定日の1～5ヶ月目の応答日を越えるごとに発生します。 管理費は、1株につき10.5銭（税込）（単元株の適用を受けない場合に105円（税込））とします。 また、105円（税込）に満たない場合には最低105円（税込）とし、1,050円（税込）を超える時は1,050円（税込）とします。 ※ 同一銘柄で同一約定日の建玉を含め、すべて建玉ごとに算出します。
<b>信用取引名義書換料</b>	
	買建株数×50円÷当該銘柄の単元株式数 ※ 買建玉がある状態で決算期末等を超えた場合（権利落日）に発生します。
<b>信用取引金利（年利）</b>	
	買い方：2.51%      売り方：0.0%
<b>信用取引貸株料（年利）</b>	
	1.15%（信用取引の貸株料は売り方へのみかかります）
<b>品貸料（逆日歩）</b>	
	買い方：証券金融会社が発表する金額を受け取り 売り方：証券金融会社が発表する金額を支払い
<b>委託保証金の引出し制限</b>	
	委託保証金率が必要委託保証金率を下回っている場合には、委託保証金の引き出しができません。決済による損金に充当する場合でも、必要委託保証金率を下回る充当はできません。 ※ 担保拘束の間に値下がりすることもありますのでご注意ください。
<b>同一銘柄による建玉と代用有価証券による制限（二階建玉の制限）</b>	
	建株と同一銘柄による代用有価証券の預託、または、単独代用証券での同一銘柄による建株（いわゆる二階建て）は、当社の判断により規制を行う場合があります。
<b>空売りに関する制限</b>	
	信用取引の売付けを行う場合は、適格機関投資家及びそれ以外の投資家が売付けを行なう場合の1回あたりの数量を、金融商品取引所の定める売買単位の、50倍以内とするとの制限があります。その制限を超える場合には、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」による価格規制を受けることとなりますのでご注意ください。
<b>期日最終日の取扱い</b>	
	期日最終日の前営業日までに、お客様により反対売買による決済若しくは、現引き・現渡しによる決済が行われなかった場合は、期日最終日の寄付にて強制決済を行います。
<b>要注意銘柄・規制銘柄等の取扱い</b>	
	金融商品取引所等や当社が要注意銘柄及び規制銘柄や、投機性の強い銘柄として選定した銘柄には各種の規制（増し担保・建株制限・売買制限）があります。
<b>その他</b>	
	口座開設にあたっては収入印紙4,000円が必要となります

※ 当該概要書記載の内容は、都度変更される場合があります。変更の内容は、「証券オンライントレード取扱規程」等において定める方法により行い、お客様は変更内容について都度確認するものとします。